中医協　総－７－１
７．８．６

フォゼベルの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○　費用対効果評価結果に基づく価格調整について。

フォゼベルについて、令和７年５月 14 日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

＜費用対効果評価結果に基づく価格調整係数＞

対象集団	比較対照技術	有用性加算等の価格調整係数（β）※1	患者割合（%）
(a) 未治療又は、治療されており既存治療でコントロール可能な透析中の高リン血症患者	既存の鉄含有リン吸着薬※のうち、より安価なもの※クエン酸第二鉄、スクロオキシ水酸化鉄	0.1	72.8
(b) 治療されており既存治療でコントロール不能な透析中の高リン血症患者	既存のリン吸着薬	1.0	27.2

※１　本品は薬価収載時に類似薬効比較方式（Ⅰ）で算定され、有用性系加算が適用されていることから、以下の算式を用いて分析対象ごとの価格を算出し、それらを当該分析対象集団の患者割合等で加重平均したものを価格調整後の薬価とする。

価格調整後の薬価　＝　価格調整前の薬価　－　有用性加算部分×（１－β）

＜価格調整後の薬価＞

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類		費用対効果評価区分	適用日※2
1	フォゼベル錠 5mg フォゼベル錠 10mg フォゼベル錠 20mg フォゼベル錠 30mg	テナパノル塩酸塩	協和キリン（株）	5mg1 錠 10mg1 錠 20mg1 錠 30mg1 錠	234.10 円 345.80 円 510.90 円 641.80 円	208.30 円 307.80 円 454.70 円 571.20 円	内 219	その他の循環器官用薬	H1（市場規模が 100 億円以上）	令和７年 11 月１日

※２　医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。